

### (3) 住宅設備改造費の補助

在宅の心身障がい者(児)のために住宅設備を改造する場合、その費用の一部を補助します。

対象者	下記の①～⑤に該当する身体障害者手帳(1・2・3級)を所持している人。もしくは療育手帳(A1・A2)を所持している人		
	①	下肢・体幹機能障がい3級以上の方	
	②	乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい3級以上の方	
	③	肢体不自由のみの総合等級2級以上でかつ下肢・体幹機能障がいのある方	
	④	視力・視野障がいがあり総合等級2級以上の方(この場合の補助対象は段差解消・手すりのみ)	
	⑤	内部障がい(心臓・呼吸器)が3級以上でかつ下肢・体幹機能障がい6級以上のある方	
補助費	区分	身体障害1・2級 及び療育手帳A1・A2	身体障害3級
	介護保険の住宅改修費又は身体障害者日常生活用具の住宅改修費等の支給対象者	補助対象工事費から介護保険の住宅改修費又は身体障害者日常生活用具の住宅改修費等を差し引いて、残った補助対象工事費と120万円を比較し、少ない方の額から3分の1(千円未満切り上げ)を引いた額。 ただし、補助上限額は66万6千円※①	補助対象工事費から介護保険の住宅改修費又は身体障害者日常生活用具の住宅改修費等を差し引いて、残った補助対象工事費と50万円を比較し、少ない方の額から3分の1(千円未満切り上げ)を引いた額。 ただし、補助上限額は20万円※②
	上記以外の者	補助対象工事費と120万円を比較し、少ない方の額から3分の1(千円未満切り上げ)を引いた額。 ※③	補助対象工事費と50万円を比較し、少ない方の額から3分の1(千円未満切り上げ)を引いた額。 ※③
※生活保護受給者は※①100万円、※②30万円、※③全額補助 となります。			
手続きに必要な書類等	(1) 身体障害者手帳または療育手帳の写し (6) 申請書(窓口に備え付けあり) (2) 工事見積書 (7) 所得・税額同意書(窓口に備え付けあり) (3) 改造場所の見取り図等 (8) 改造理由および現況図 (4) 改造前の写真(ポラロイド不可) (窓口に備え付けあり) (5) 改造住宅周辺地図 (9) 自己所有以外の場合家主の改造承諾書(窓口に備え付けあり)		
受付場所	市役所障害福祉課(各支所、東部・西部保健福祉センターでは書類受付のみ)		
注意事項	<b>※改造工事の着工・施工前の申請が必要です。</b> ※すでに改造されている場合は対象になりません。 ※補助金は償還払い(一時的に業者へ全額支払う必要があります)となります。 ※年度内で完了する必要があるため、申請時期によっては受付ができない場合があります。 ※障がいに応じた改造をすることを条件とします。 ※新築・増築は対象外です。 ※現在お住まいの住宅につき、1回限りの対象となります。 ※予算に限りがあるため、受付できないことがあります。 ※課税状況により対象とならない場合があります。		

《お問い合わせ》 障害福祉課